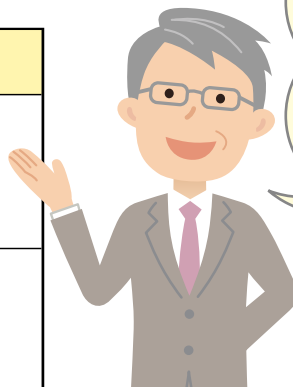


1 世田谷区で発行する証明書

(1) 証明書の種類

税の種類	証明書の種類
①特別区民税・都民税・森林環境税	・課税証明書 (非課税証明書) ・納税証明書
②軽自動車税(種別割)	・納税証明書 ・納税証明書 (継続検査用)



世田谷区で発行する税金の証明書は左表のとおりです。各種証明書は、金融機関への借入申請、都営住宅等の入居申請、軽自動車の車検の手続き等で取得が必要になる場合があります。

①の証明書は所得内容が記載されますので、所得の証明書として利用できます。証明書は、住民税の申告がない方には交付できません。

ただし、本人が税の申告をしていない場合で、税法上、扶養認定されている方は証明書を交付できますが、所得欄に金額の記載はありません。所得欄に金額の記載のある証明書が必要な方(所得がない場合や少額の場合でも)は住民税の申告が必要です。

(2) 発行できる日

証明書は、すでに納税通知書、税額通知書が発付された年度の分のみ発行できます。令和6年度の納税通知書、税額通知書の発付は以下の日付に行いますので、証明書が必要な場合は、それまでお待ちいただくこととなります。

《住民税の場合》

特別徴収の方(勤務先で毎月の
給料から差引かれている方) 5月17日頃

普通徴収の方(直接金融機関など
で納めている方・口座振替の方) 6月10日頃
年金から差引かれている方

〔 証明書の発行日は、
変更になる場合があります。 〕

《軽自動車税(種別割)の場合》 5月13日頃

2 その他の税証明書 ……80頁参照

(1)「納税証明書その1～4」は、国税の証明書です。管轄の税務署にお問い合わせください。

(2)自動車税(種別割)、個人事業税など都税の証明書は都税事務所にお問い合わせください。

※固定資産税、特別土地保有税、事業所税、都市計画税について、市町村では市町村税として課税しますが、東京23区では都税として課税しています。

(3)23区内にある土地家屋の「評価証明書」については、都税事務所にお問い合わせください。

③ 税金の証明書が必要なとき

(1) 税金の証明書の発行場所

① 窓口およびマイナンバーカード専用証明書自動交付機

証明書交付窓口(78、79頁参照)

※区役所納税課は窓口交付のみとなります。

手数料は、窓口交付は1通300円、マイナンバーカード専用証明書自動交付機は1通200円です。

② マイナンバーカード専用証明書自動交付機のみ

桜丘区民センター、キャロットタワー住民票印鑑証明発行窓口(キャロットタワー2階)

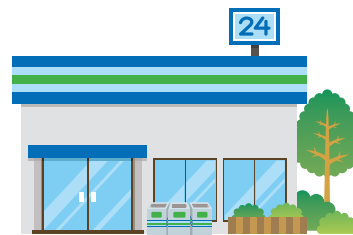
③ 取次ぎ発行窓口およびマイナンバーカード専用証明書自動交付機

まちづくりセンター(池尻、若林、上町、下馬、上馬、梅丘、代沢、新代田、松原、松沢、奥沢、九品仏、上野毛、深沢、祖師谷、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷の20か所)

※マイナンバーカード専用証明書自動交付機を利用するには、世田谷区に住民登録があり、あらかじめマイナンバーカードに暗証番号を登録している必要があります。登録の詳細については、くみん窓口、出張所(79頁参照)へお問い合わせください。また、課税証明書(非課税証明書)は直近1年度、納税証明書は直近2年度のみ発行で、住民税の徴収方法により発行開始日も異なります。

…60頁参照

※取次ぎ発行窓口(まちづくりセンター)で交付する証明書は直近1年度の課税証明書(非課税証明書)のみです。申請できる方はその年度の1月1日(基準日)時点で世田谷区に居住し、世田谷区で課税・非課税の決定がされており、申請時に世田谷区に住民登録がある本人に限りますので、委任状を持参しての代理申請はできません。



④ コンビニエンスストア

世田谷区に住民登録がある方で、マイナンバーカード(個人番号カード、76頁参照)(暗証番号登録済みのもの)をお持ちの方は、全国のセブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど(マルチコピー機が設置されている店舗に限ります。)のコンビニエンスストアで、課税証明書(非課税証明書)は直近1年度、納税証明書は直近2年度のみ発行できます。住民税の徴収方法により発行開始日が異なります。1通200円です。

※マイナンバーカード専用証明書自動交付機、コンビニエンスストアで取得された証明書の差し替えや返金はできません。手数料が無料となる証明書が必要な場合は、上記①の窓口で申請してください。

※納税証明書は、証明書の納付額に反映されるのに納付日から3週間程度要します。お急ぎの方は領収書をお持ちになり区役所納税課にお越しください。

※軽自動車税(種別割)の納税証明書はマイナンバーカード専用証明書自動交付機、コンビニエンスストアでは発行できません。軽自動車税(種別割)納税証明書の交付窓口(78、79頁)でのみ取り扱いします。

(2) 窓口での税金の証明書の交付申請時に必要なもの

① 来庁された方の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)

② 本人以外の方が来庁される場合には申請者本人が、ボールペンなどで記入した委任状(62頁の書き方を参考にしてください。書式は区のホームページからダウンロードすることもできます。)

③ 1通につき300円の手数料

(3) 取次ぎ発行窓口での税金の証明書の交付申請時に必要なもの

① 証明書が必要な方(本人)の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など)

② 1通につき300円の手数料

(4) 委任状の書きかた（課税証明書の場合）

委 任 状		〇〇年〇〇月〇〇日
世田谷区長あて		
申請者	現住所	世田谷区世田谷4-21-27
	証明する年度の1月1日の住所	世田谷区世田谷4-〇〇-×
	氏名	世田谷 たろう
	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
私は、下記の者を代理人と定め、 〇〇年度住民税課税証明書〇通の交付申請、 および受領の権限を委任します。		
証明書の使用目的 児童手当申請のため〇〇市役所に提出		
代理人	住所	世田谷区世田谷4-21-27
	氏名	世田谷はなこ
	生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日

※使用目的が以下の場合は
手数料が無料となります。

- ・ 公的年金の受給手続
- ・ 児童手当
- ・ 児童扶養手当
- ・ 特別児童扶養手当
- ・ 入院時食事療養費
- ・ 職業安定所所長依頼
(別途文書が必要です)
- ・ 妊娠婦・乳児保健指導票申請
- ・ 軽自動車税(種別割)の
納税証明書のうち、
継続検査用

(5) 税金の証明書の郵送請求

申請者本人が以下のものを送付してください。委任状があっても代理申請は受け付けていません。

- ①申請書
 - ②1通あたり300円の定額小為替
 - ③返送先を記入し、切手を貼った返信用封筒
 - ④本人確認資料のコピー（運転免許証、健康保険証など）
- ※マイナンバーカード（個人番号カード）の場合は、裏面のコピーは不要です。
なお、通知カードは本人確認資料として使用はできません。

①の申請書は区のホームページからダウンロードできますが、便箋などに以下の項目を記載していただいたものでもかまいません。

- 証明書が必要な方の氏名・フリガナ
1月2日以降に氏名の変更があった場合は証明書が必要な年度の同年の1月1日現在の氏名を併記し、氏名にフリガナをふってください。〔注〕
 - 生年月日 ● 証明書が必要な年度の同年1月1日現在の世田谷区の住所〔注〕
 - 現在の住所 ● 連絡先の電話番号
 - 必要な証明書の年度、種類、通数（例：〇〇年度課税証明書1通）
 - 使用目的、提出先
- 〔注〕令和6年度分の証明書が必要な場合は、令和6年1月1日時点の氏名、住所をご記入ください。証明書に記載される所得は、証明年度の前年の内容になります。令和6年度の証明書には令和5年1月1日～12月31日の所得が記載されます。
- 軽自動車税(種別割)納税証明書および軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)は、次の事項も記載してください。
- 車両の標識番号 ● 車両の定置場の住所

送付先 〒154-8504
世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区役所納税課収納・税証明係郵送担当